

## フランスにおける社会体育指導者の資格制度

### Reglements concernant l'Educateur physique et sportif en France

守能信次

近年、わが国において社会体育指導者の資格付与制度に関する議論が急速に高まりつつあるところであるが、この領域において、フランスは既に40年近い歴史をもっている。この国の基本的なスポーツ政策の一環に組み込まれ、かつ法的な裏づけをもつ社会体育指導者 (l' Educateur physique et sportif) の資格付与制度について、その沿革と概要、指導者の活動の場、および資格試験制度の3点から理解を図り、わが国における制度化を考察する上での具体的な資料としたい。

### 第一章 制度の沿革と概要

#### 1. 制度の沿革

専門的なスポーツ指導者の養成は第二次大戦後のごく早い時期からフランスにおいても重要な課題とされた。まず民間のスポーツ連盟がそれぞれの形で対策を講じてボランティア指導者の養成に力を入れ、彼らは今日でも、たとえば陸上競技といった種目において中心的な役割を果たしている。が、種目によっては次第に有給の指導者がボランティアにとって代るようになり、特にそのうちの一部はスポーツの指導を主たる生計の手段とするまでに至り、連盟と無関係なところで純然たる経済活動を展開するようになった。こうした種目にはスキー、登山、柔道、ボディビル(culture physique)、水上スポーツなどがあり、また特にフェンシング、テニス、スケート、馬術といった個人スポーツでは、その指導者はクラブで働く自由業従事者と呼んでよいほどの様相を呈するようになった。スポーツ指導者に関する資格制度を設けて国がこの分野に法的な介入をするに至った背景にはこのように、スポーツ指導者が所得の申告をせず、税

負担の公平原則が破られているという一般行政上の問題がまずあった。加えてスケート場やテニスクラブ、あるいは馬場において指導者を名乗る者の殆どが何らの資格にも裏づけられず、しかもその技術レベルや専門知識が極めて平凡なものに留まり、かつ安全の確保という観点からも各種の問題を投げかけていたというスポーツ行政上の問題もあった<sup>1</sup>。

こうした現実を前に、1948年から、特に指導に際して事故の多発が予測されるスポーツを中心に、指導上必要とされる資格要件や安全基準を定めた次の四つの法律が制定され、ここにフランスにおける社会体育指導者資格制度が実質的な誕生を見るに及んだ——『山岳ガイド職に関する法律<sup>2</sup>』(1948年)、『スキー指導職に関する法律<sup>3</sup>』(同)、『水泳施設の安全に関する法律<sup>4</sup>』(1951年)、『柔道・柔術およびこれに類する格闘技の指導職に関する法律<sup>5</sup>』(1955年)。このように、スポーツ指導者の資格制度を設けるにあたって法律が用いられたのはもちろん、当該資格制度が原則として自由であるべき職業の選択に制限を加えるものであり、その種の制限は法律によってのみ可能となるからである。たとえば1959年に、フェンシングの指導職に関する国家資格証がどの法律にも依拠しないままあるアレテ(政府決定)<sup>6</sup>によって定められたとき、その有効性をめぐって国会内外で各種の議論が戦わされたのは、まさにこの意味においてである。

ところで、このように、一つの種目ごとに一つの法律を用意することの不都合さは容易に理解できる。そのため種目別の法律は上記のものだけに限られ、代って1950年代の当初から、資格制度の根拠法を一元化する方向に力が注がれるようになった。この法案づくりは1951年から手掛けられ、1953年に下院事務局に提出される

が文教委員会での審議に手間どり、5年後の1958年に一旦可決されるが、このとき他に緊急案件があって本会議への上程は見送られ、結局1963年になって漸くその成立を見た。これが『体育・スポーツ活動の指導職および当該指導職が営まれる学校または施設に関する法律<sup>7</sup>』であり、ここにスポーツ指導者の資格制度は個別指導主義の時代に別れをつげる。爾来、どの種目の国家資格証であれ1963年法に基づく省令でその設定が可能となり、以後、潜水（1964）、テニス、水上スキー、ヨット（1965）、サッカー、アイススケート、乗馬（1966）、ゴルフ（1967）、ボクシング（1969）という風に、次々と指導資格証が設けられた。が、実はこの段階でもまだ本質的には個別主義の域を脱しておらず、特に資格証の取得条件に関して手続事項や取得試験の中身に関する格差が徐々に種目間で顕在化するなど、不平等な側面が指摘されるようになった。こうして1972年に統一的なスポーツ指導職資格証として、初・中・上級の国家資格証（Brevet d'Etat）を創設するデクレが公布され<sup>8</sup>、ここに社会体育指導者の資格制度はほぼ現行のものに近い形態を備えるに至る。

1975年になると、それ以前の体育・スポーツ関係の法規定を集大成した形のスポーツ基本法『体育・スポーツの振興に関する法律<sup>9</sup>』が制定される。同法は1963年以前に公布されたスポーツ指導職に関する法律（上記『山岳ガイド職に関する法律』等）をすべて廃止し、1963年法と1972年デクレの規定をこの件に関する唯一の根拠法令として指定した。その第1条第2項は「国は体育・スポーツ活動に関して責任を負う」と宣言し、更につづけて「国は当該教育に従事する指導者を徵募し、または当該指導者の資格認定に関して監督を行う」とする。これは公教育機関における体育教員のみならず、民間のスポーツ団体やクラブその他において私人としての活動を展開するスポーツ指導者についても、その資格認定に関して国が、というよりは唯一の国のみが監督権限を有する責任体であることを明文的に確認したものであり、またその際、各スポーツ連盟は「専門とする種目における技術

指導者の養成に関して国に協力する」（第11条第5項）二次的な存在にすぎないものとなった。また同法第11条第6項は国が徵募・雇用するスポーツ指導者についてその性格を規定して次のように述べている——「スポーツ連盟はその展開するアマチュアスポーツ活動のうち、担当大臣から承認のあった部分について、公法人から財政的および人的な援助を受けることができる。ここにいう人的な援助とは、スポーツ担当省が徵募し俸給を与える国・レジオンあるいは県所属の専門職員で、当該スポーツ連盟の業務に従事する者をいう。これら専門職員は連盟の指揮監督の下、あらゆる水準におけるスポーツ活動の振興、ナショナルチームの選手選考とそのトレーニング、有望新人の発掘とトレーナーの養成に主として携わる。」

こうしてフランスのスポーツ法体系でいう社会体育指導者は次の三種のものとなった。

①ボランティアのスポーツ指導者（le bénévole）——資格認定等を含めて法律の適用を受けず、ここにいう資格制度の枠外にある指導者。

②有資格のスポーツ指導者（l'éducateur physique et sportif）——上記1963年法に基づく省令等に規定される指導者国家資格証の所持者。

③国と契約して全国または国際レベルの競技スポーツを指導する、国家公務員としてのスポーツ指導者（le personnel contractuel de l'enseignement sportif）——特にナショナルチームの監督、コーチ、トレーナー。

ところで1984年に新たなスポーツ基本法『体育・スポーツ活動の組織と振興に関する法律<sup>10</sup>』が公布され、これによって1975年法と1963年法は共に廃止され、かつそのこととあわせて、1984年法自体がスポーツ指導者の資格付与に関する規定を備えるに至った（主としてその第43条）。もっとも、これによって指導者資格制度に大きな変化が生じたというわけではなく、大筋において1963年法の規定がほぼそのまま踏襲されている。以下、この1984年法および関係法令に基づいて、フランスにおける現行指導者資

格付与制度の概要を示すことにしたい。

## 2. 制度の概要

1984年法に規定される社会体育指導者資格制度の内容は大きく二つの部分に分れる。上で触れた1963年法の名称、「体育・スポーツの指導職および当該指導職が営まれる学校または施設について規定する法律」からも分かるように、同制度の対象となるのは

- ①体育・スポーツ活動の指導者
  - ②上記指導者を雇用して関係施設を開設する  
経営者
- の二者である。

### 2-1 体育・スポーツ活動の指導者

#### a. 制度の責任体

1984年法はその第1条第2項で、「国は体育およびスポーツ教育に責任を負い、これを教育担当大臣の管轄に置く」と宣言する。更につづけて、「体育・スポーツ活動関係の各種専門職に道を開く指導者養成教育について（も国は）責任を負い、また「国は指導者の資格認定に関して監督を行い、ディプローム（資格認定証）および関連ディプロームに関する等価性確認証を交付する」とする。

ここでも1975年法と同様、指導者の養成教育、指導者資格の認定や関連ディプロームの管理に関して国が排他的に権限を留保する旨、確認がなされている。

#### b. 指導者の特定およびその適格条件

これに関して1984年法はその第43条に次のように規定している。

「職務を遂行する国の公務員を除き、何人も、その資格と能力適性を証明するディプロームの所持者でないかぎり、専業と副業の別を問わず、また定期的と季節的の別を問わず、俸給を得て体育・スポーツ活動を指導すること、あるいは教授、トレーナー、指導員、教師またはこれに類する肩書きを名乗ることはできない。当該ディプロームは国が定めたフランスのディプロームで、国もしくは国に代る機関が交付し有資格審査員の意見が付されたもの、またはフラン

スのディプロームと等価性が認められた外国のディプロームである。（以下略）」

この規定からわかるように、フランスにおいて法規制の対象となる社会体育指導者とは何よりもまず、「俸給」を対価として体育・スポーツの指導を行う者をいう。つまり、職業（profession）としてもしくは経済的活動として体育・スポーツ活動の指導を行う者がそれであり、その際、活動にともなう俸給額の多寡や専業・副業の別、指導時間の長短やその連続・非連続については問題とされない。したがって俸給を得ないで体育・スポーツの指導を行ういわゆるボランティアの指導者については、社会体育指導者資格に関する一切の法令の適用を受けず、ディプロームの所持も義務とはならない。ボランティア指導者の養成については同法第16条の第3項にいうとおり、各「スポーツ連盟」がその責任においてこれを行い、かつ「その質的向上を図ること」とされる。換言すれば、ディプロームを所持しないボランティアによる社会体育指導は私人レベルの活動としてその全くの自由が保障されるが、その活動に際してはいかなる形においても「俸給」を受けとることが禁止されるわけである。

念のために述べれば、この、いわゆるプロとしての指導者に関するものがフランスにおける社会体育指導者の資格付与制度であり、わが国の「資格付与制度」との決定的なちがいはこの点に求められてもよいであろう。わが国の場合、選手を規制するアマチュアリズムが指導者制度に関してまだ色濃く影を落としているといえるであろうか。

なお、社会体育指導者としての適格要件にはディプロームの所持以外にもう一つ、執行猶予のない懲役四ヵ月以上の刑に処せられた者でないこと、というのがある（第43条第2項）。以上の二要件のいずれかに違反した者は第43条第3項の規定により、6000 フラン以上 50000 フラン以下の罰金および6ヵ月以上1年以下の懲役、またはそのいずれかの刑に処せられる。

## 2-2 体育・スポーツ施設の経営

### a. 経営者の適格条件

上記スポーツ指導者と同様、執行猶予のつかない4ヵ月以上の懲役刑に処せられた者は、体育館等、一般に体育・スポーツ施設と呼ばれる施設を、料金を徴収して開設もしくは経営することができない。当人が第三者を介して当該施設を開設もしくは経営する場合もまた同じ。

### b. 衛生と安全に関する基準順守

関連のデクレで定められる衛生基準と安全基準を満足しない体育・スポーツ施設は、これを開設することができない。

### c. 保険加入義務

体育・スポーツ施設の経営者は、経営者自身について、雇用するスポーツ指導者やその他の職員について、また関係施設の利用者について生じる恐れのあるすべての民事上の責任をカバーする損害賠償保険に加入しなければならない。

### d. 罰則

上記の規定に違反して体育・スポーツ施設を開設もしくは経営した者は、指導者について上述したと同様の刑に処せられる。また管轄の行政当局は違反を認めた場合、当該施設の開設を阻止し、あるいはその一時的または最終的な閉鎖を宣言することができる。

## 2-3 その他

その他、デクレで規定される関連事項のうち、次の二点を記しておく。

### a. 指導者および施設の登録

本制度にいうスポーツ指導を行おうとする者は当該指導を開始する日の少なくとも1ヵ月前に、また体育・スポーツ施設を開設する者は開設日の少なくとも2ヵ月前に、指導を行う地の、あるいは当該施設の所在する地の市役所に、それぞれの登録をしなければならない。

### b. 医学検診義務

本制度にいう指導者、体育・スポーツ施設の職員、および施設利用者は、最低2年に1回、伝染性疾患の有無の検査と肺のX線検診を受け

なければならない。また特に有資格社会体育指導者は機能適性に関する医学検査を、40歳以下の者は5年に1回、それ以上の者については3年に1回、受けなければならない。

## 第二章 活動の場

有資格の社会体育指導者が活動する場には大きく分けて公共と民間の二領域がある。フランスにおける社会体育指導者とは定義上、俸給を対価にしてスポーツの指導を行う者をいい、彼らの雇用者としては近年、特に地方公共団体が重要な存在となりつつある。

### 1. 公共部門

#### 1-1 国

##### a. 公教育機関

学校体育を指導する教員の資格認定や採用は教育省の管轄事項である。一方、ここで問題とする社会体育指導者はスポーツ担当省を主管官庁とする。両者は制度的にまったく別ものであるが、例外的に社会体育指導者が学校体育に関する場合もある。

##### a-1 初等教育機関

幼稚園と小学校での体育はアンスティチュールと呼ばれる教員が担当する。が、スポーツ種目が多様化した今日、児童の興味も多様化し、かつそれに加えてアンスティチュールが体育の専門家として養成された教員でないことから、初等教育機関における体育指導はこれまで、数々の困難を抱えてきた。この問題に対処すべく、1984年のスポーツ基本法は新しい措置として社会体育指導者を動員する方針を打ちだし、その第4条に次のように規定する——「(初等教育期間の体育科教育については)必要に応じ、資格を認定された社会体育指導者が教育チームの求めにもとづきかつその責任下において、当該チームを補佐することができる」。これによってたとえばクラブの有資格指導員や、コミュニーンに水泳指導員として採用された職員が水泳などの特定の種目に限って学校体育の指導に携わることとなった。ちなみに教育

大臣とスポーツ大臣は 1985 年の連名通達の中で、地方のスポーツ指導関連職員と幼・小学校教員との連絡を密にし、必要があれば前者の勤務時間に調整を加えるようコミューンの長に要請している<sup>11</sup>。

#### a -2 中等教育機関

中学校と高校の体育指導者は、大学の体育教員養成学部（U E R – E P S）を修了し C A P E P S と呼ばれる体育教員免許を取得した教科専門教員である。ちなみにフランスではこの免許取得試験の合格者がそのままリセまたはコレージュの体育教員として採用されることになっており、したがって免許取得試験が教員採用試験を実質的に兼ねている。中等教育機関における体育はこれら専任教員の責任において管理されるが、やはり初等教育機関におけると同様、指導能力や指導技術に欠ける特定の選択種目について、社会体育指導者資格をもつ専門家に応援が依頼されることがあり、特に野外活動の諸領域に関してその種の事例が集中しているようである。この点について 1984 年法は特段の規定はしていないが、それより以前の 1983 年大臣通達が中学校における社会体育指導者の補助的関与について<sup>12</sup>、また 1982 年局長通牒がリセにおけるそれについて明確な規定を与えている<sup>13</sup>。

#### a -3 高等教育機関

各大学には S U A P S と略される大学体育局があり、これが学生に対する体育活動サービスを受けもつ。フランスの大学には日本のように、卒業要件としての必修単位を構成する正課体育というものはなく、1984 年法第 5 条に「高等教育機関は高等教育に関する 1984 年 1 月 26 日付法律にもとづき、学生および職員を対象に体育・スポーツ活動を組織しこれを振興する」とあるように、あくまでも学生等の福利厚生の一環としてスポーツサービスがなされる。それゆえ、大学で展開される体育スポーツ活動の大きな部分は、有資格の社会体育指導者によって担当されることになる。

#### b. スポーツ省関係

スポーツ担当省はスポーツ教授職（Profes-

sorat de sport）という官職名で専門のスポーツ指導官を採用し、これを各レベルのスポーツ団体（中央連盟、地方連盟）に D T N （ナショナル技術ディレクター）、E N（ナショナルトレーナー）、C T R（レジオン技術顧問）、C T D（県技術顧問）として派遣する。彼らの給与はスポーツ省スポーツ局の予算で賄われるので、この出向制度は民間のスポーツ団体に対する国の間接補助という意味をあわせもっている。彼らは高度の指導技術と指導実績をもつ専門家であり、社会体育指導者の国家資格に関しては少なくとも中級以上の資格証を所持している。1984 年の例ではその総数は 1582 名、うち D T N 32 名、E N および同補佐 180 名、C T R 790 名、C T D および特別派遣 460 名となっている。これら専門指導官は 55 のスポーツ種目で活動を展開するが、当然のことながら加盟会員の多い連盟や国の強化種目に指定された種目連盟に派遣が集中し、たとえばサッカーやバスケットボールといった 10 のスポーツ種目で平均 81 名、派遣指導官総数の 55% を分かちあう結果となっている。ちなみに水上スキー連盟や自転車旅行連盟には 1 人の指導官しか派遣されていない<sup>14</sup>。

ところで、つい最近まで、こうした派遣指導官は次の三種類の契約を介して任用された。

①教育省の公務員である体育教師をスポーツ省に出向させる

②国家資格証をもつ社会体育指導者を期限つき契約で採用する

③スポーツ省の青少年スポーツ担当視学官を出向させる

ところが 1984 年に「国家公務員職に関する法律」<sup>15</sup>が公布され、それによって爾後、恒久的に存続する職務に関しては当該官職用の採用試験を経て採用された公務員以外、その任にあたれないこととなった。スポーツ指導官は将来にわたって恒久的に存続する官職であるため同法の適用を受け、したがって従来のような有期限契約による採用は、その職務が臨時の必要性にもとづいたものでない限り不可能となる。上に述べた「スポーツ教授職」という官職が設けられたのはこうした経緯によるものである。それに

ついて規定した 1985 年のデクレは、これまで派遣指導官の任にあたってきた出向公務員の一部を願いによりスポーツ教授職に編入する移行措置(1987 年 7 月 18 日まで)の他、新たに教授職を志願する者への採用試験の方法や受験資格(特に年齢については、指導官として経験 5 年以下の者は 40 歳以下、その他外部受験者は 30 歳以下)について定めている<sup>16</sup>。このうち、外部からの新規受験者に関しては、社会体育指導者の国家資格証の所持は望ましいがもはや十分条件とはならず、上で述べた U E R - E S P の修了証書、すなわち「体育・スポーツ科学技術学士」号(L S T A P S)の取得が受験資格の一つとして要求されるようになっている。一般的有資格社会体育指導者にとっては厳しい措置となつたが、ともあれ U E R - E P S を修了した者にすれば C A P E R S の受験以外にもう一つ、社会体育の専門的指導者として活動する道が新たに公式に開かれたといえる。

## 1-2 地方公共団体

フランスに誕生した社会党政権は主要政治目標の一つに地方分権政策の推進を掲げ、主として 1982 年「コミューン、レジオン、県の権利と自由に関する法律」<sup>17</sup>、1983 年「レジオン、県、コミューンと国との権限分化に関する法律」<sup>18</sup>の二法により、その具体化に向け歩みだした。

この政策の帰結は当然スポーツの分野にもあらわれることとなり、特にそれは、スポーツ施設の設置・拡充においてコミューンの果たす財政的役割が飛躍的に増大したこと、および、それら施設の活性化を図るためにコミューンが独自に有資格社会体育指導者を大幅に採用するに至ったこと、の二点に集約することができる。そして後者について見ると、最も多いケースとして、市営プールの維持管理と運営のための水泳指導員の雇用を挙げることができる。アンドレフらによれば、プール 1 件あたり平均 3 名(プール主任 1 人、水泳指導員 2 人)の職員があり、プール関係だけでフランス全体で 1 万 1000 人以上が雇用されているという<sup>19</sup>。その他のスポーツ施設(体育館や競技場など)も、そ

の多くに社会体育指導者が配置されており、M・ルブランが人口 20 万人以上の 70 都市を対象に実施した調査によれば、62%の都市で専任のスポーツ指導員が雇用され、その数は 1 自治体あたり平均 8.7 人となっている。上で学校体育への有資格社会体育指導者のかかわりについて触れたが、その任にあたるのがコミューンに籍を置くこれら有資格社会体育指導員であり、ルブランの調査は彼らがその勤務時間のかなりの部分を学校体育関係の仕事に割いていることを明らかにしている<sup>20</sup>。

この外、スポーツクラブにコミューンが指導員を派遣するケースなどがあるが、今後、社会体育の有資格指導員が働く場として、コミューンが管理する体育施設というのがますます重要な位置を占めるようになるものと予想される。

## 2. 民間部門

### 2-1 スポーツクラブ

現在フランスには 10 万以上のスポーツクラブがある。その登録会員は 1000 万人に上り、当然、指導者の配置が必要となるが、現状では殆どのクラブの運営はボランティア指導者で支えられており、有給の指導者を雇用するところまではいっていない。これは主としてクラブ財政に起因する問題である。フランスでは使用者が、給与はもちろんのこと、所得税や各種の社会保険料(特に労災保険と健康保険)を負担しなければならない事情にあり、したがって、メジャースポーツであって多くの会員を抱える大規模クラブ以外、指導者の雇用は不可能に近い。

メジャースポーツの代表的存在であるサッカーの場合、フランス選手権(4 部リーグまである)やレジオン選手権に出場するクラブについては連盟が、社会体育指導者の上級資格証をもつコーチやトレーナーの配置を義務づけているが(2 名ないし 3 名、これに違反すると最高 800 フランの罰金や、選手権での勝ち点の減点という制裁を連盟から受ける)、オールタイムの専任指導者の雇用が義務づけられるのは 1 部リーグ出場のクラブについてのみである<sup>21</sup>。このほかに連盟は、特に 1 部と 2 部の選手権出場

クラブに対し、社会体育指導者の資格取得準備講習会に毎年1人以上の会員を出席させることを義務づけたりして、ともかくも指導者の充実に力を入れてはいるが、なかなか雇用にまではつながらないというのが現状である。

## 2-2 地方混合会社とスポーツ会社

この二種類の会社については1984年法の第11条にその定義がある。それらそもそもはスポーツ団体の一種なのであるが、他の非営利スポーツ団体（クラブ）とはちがい、プロの選手を雇用してその給与総額が一定水準を越えるか、または有料のスポーツ行事を開催して一定額以上の収益を上げるかする団体である。わが国のプロ野球などからすればおかしな話であるが、これまでフランスでは非営利のスポーツ団体（1901年法で設置された団体）であるクラブがこうしたプロ活動をしてきたわけで、1984年法によってそうした条件に該当するクラブは上記二つの会社のうち、いずれかの形態に改組することを義務づけられた。ただ、プロ活動を展開するといつても、近年プロスポーツ界は極端な財政危機に瀕し、そのためプロクラブは拠点を置く市町村の当局から大幅な補助金供与を仰いでいる。この自治体を、単に補助金を与えるだけの存在に留まらせらず、みずから資本参加をして経営に直接介入させるようにしたのが地方混合会社（Société d'économic mixte sportive、混合とは出資が半官半民の意、ただし発行株式の過半数は母体のクラブが保有）であり、リール・サッカークラブがその第1号会社となった。もう一つのスポーツ会社（Société à objet sportif）というのは完全な株式会社である。こうした会社は数的にはまだそう多くないが、経営上の要請から、国家資格証をもつ社会体育指導者を雇用するケースが多く、今後も需要が増えるものと思われる。

## 2-3 一般企業

労働法（L.432-7条）は従業員を対象とした「社会的および文化的活動」の推進を企業に義務づけているが、1984年法第20条は当該労働

法規定の枠内における企業内スポーツ振興計画の作成を、労使双方の代表で構成される企業委員会に義務づけている。この計画は「企業スポーツ協会」によって実施に移される。この企業委員会と企業スポーツ協会は一つの企業が単独に備えることもあるし、複数の企業が共同して設けることもある。またスポーツ協会は独立の法人格を備えた組織である場合が多い。ともあれ、こうして展開される企業内スポーツは指導者を必要とし、企業はこの点に関して外部から有資格の社会体育指導者を雇うか、従業員に指導者教育を施すか、のいずれかを選択している。なお1984年法は、従業員に指導者養成教育を施す企業に対して国が一定の優遇策を与える旨規定している（第23条）。

## 2-4 商業スポーツ

この領域ではいわゆる商業スポーツ施設が活動の場となるが、有資格の社会体育指導者は被使用者としてばかりでなく、本人自身が施設経営者となる可能性もある。これら商業スポーツ施設は有限会社として設立され、前に挙げた安全・衛生・保険等の条件を順守しなければならない。これ以外に、夏冬のバカンスに野外活動やスポーツ（特にスキー、ヨット、潜水、アーチェリー、テニス）はつきものの活動であり、バカンス拠点でそれらを企画する観光会社や旅行会社も、多くの有資格社会体育指導者を雇用する。もっともこれは職業としては、不安定な季節的労働にしかすぎない場合が多い。

## 第三章 資格認定試験

フランスの社会体育指導者国家資格証は初級、中級、上級の三段階からなる。各級の資格認定試験には共通科目試験と種目専門試験があり、この二種類の試験はそれぞれ、相互に独立して実施される<sup>22</sup>。

### 1. 基礎資格

受験のための基礎資格と提出書類を表に示す。資格・書類とも、上記二種類の試験に共通

	基 础 資 格	提 出 書 類
初級	受験する年の1月1日に 18歳以上であること	1. 受験願書（様式自由） 2. 戸籍抄本 3. 個人刑事記録
中級	初級資格取得後2年以上 経過していること	4. スポーツ実施およびスポーツ指導に関する医学適性証 5. ボーナスポイントに関する連盟の証明書(1) 6. 中級受験者については初級資格証の、上緩受験者については中級資格証のコピー 7. 未成年受験者については親権者の受験承諾書 8. 救急安全法講座受講証明書
上級	中級資格取得後4年以上 経過していること	

(1974年5月8日付アレテ第2・3条より作成)

備考：(1)ボーナス・ポイントの項参照

したものであるが、書類は一式ずつ個別に、それぞれの試験日の二ヵ月前までに、志願者が居住する県の青少年スポーツ局に提出しなければならない。

## 2. 共通科目試験

以下の各試験は各々20点満点。この20点を係数倍したものの和（中級試験では係数はそれぞれ2、2、2、1で140点満点、更に係数1の選択外国語を受験した場合は160点満点）が総満点で、原則として個人の総合点（各試験の得点を係数倍したもの）に後述するボーナス・ポイントを加えたものが総満点の1/2以上に達した者を合格とする。

なお、共通科目試験に3回不合格となった者は、受験資格を失う。

### 2-1 初級

- a. 論述試験（90分、係数2）——バイオメカニクス、生理学、心理学、人文科学の領域から三問。
- b. 口頭試問（20分、係数2）——スポーツ選手の特性、スポーツ指導者の役割、フランスのスポーツ制度についての質疑応答。

### 2-2 中級

#### a. 論述試験

- ①スポーツをテーマとするテキストの解説（3時間、係数2）——文章力、構成力、思考力を見る。
- ②スポーツに関する論述文（3時間、係数2）

——自然科学および人文科学の領域から出題。

#### b. 口述試験

- ①国際的スポーツ組織（IOC、国際スポーツ連盟など）およびフランスにおけるスポーツ組織・スポーツ行政関係法令に関する質疑応答（係数2）。

- ②スポーツ科学（応用生物科学、応用人文科学）に関する質疑応答（係数1）。

なお、上記4試験中、一つでも5点以下の成績（20点満点）があれば不合格となる。

#### c. 選択外国語

中級の志願者は上記試験に加えて外国語試験を受験することができる（係数1）。

- ①この試験で志願者は、聞き取りと表現の両面において、選択した外国語に関する会話力を証明しなければならない。

- ②志願者は審査官に、1ページ25行換算で8ないし10ページの、受験する外国語で書かれたスポーツ関係テキスト（雑誌、新聞、論文、論説、その他の出版物）を提出。

- ③上記テキストから20行程度のパラグラフを審査官が抽出し、約20分の準備時間を与えた後、20分間、同パラグラフの内容について、外国語での質疑応答がなされる。

### 2-3 上級

#### a. 論文（係数4）

論文のテーマは教育科学、生物科学、人文科学のいずれかの領域から志願者自身が選ぶ。当該テーマはスポーツ担当大臣の承認を得、かつ

論文審査予定日の2ヶ月前までに登録しなければならない。論文はタイプ打ちした40ページ(1ページ25行)以上のもので、審査日の2週間前まで、スポーツ省スポーツ局に6部を提出する。

#### b. 外国語(係数1)

①20行以上の外国語テキストの翻訳試験(60分、訳の正確さとテキストの理解度)。

②会話試験(30分、言語の理解と表現)。

なお、会話試験では翻訳試験のテキストがテーマとされることも、またスポーツに関する一般的な話題がテーマとされることもある。

#### c. 選択外国語

上記外国語試験に加えて、志願者は選択外国語試験を受験することができる。試験の方法は中級の選択外国語と同様であるが、提出するテキストは10ないし15ページ、質疑応答時間は30分となる。

上級試験の合格にはまず、論文点(80点満点)にボーナス・ポイントを加えた点が40点以上であることを要する。また、外国語は志願者の専門とする種目の世界連盟の公用語であることを

要し、この試験で5点以下(20点満点)の成績の者は論文の成績いかんにかかわらず、不合格となる。

#### 2-4 試験の免除措置

①1982年1月5日付命令に定める体育スポーツ科学技術修士号の所持者には初級および中級の共通科目試験が、②1977年7月7日付命令に定める体育スポーツ科学技術学士号の所持者には中級の共通科目試験が、また③1984年7月16日付命令に定める「体育スポーツ科学技術」専攻の科学技術系大学修了書の所持者には初級の共通科目試験がそれぞれ免除される。

#### 2-5 ボーナス・ポイント

表に、各級の受験者に認められるボーナス・ポイント(points de bonification)を示す。いうまでもなくこれはハイレベルの競技者に対する優遇措置であり、初級(80点満点)では最大3点、中級(240または160点満点)と上級(論文80点満点)では最大6点のポイントが試験成績に加算される。満点の1/2が合格であるので

	タ イ ト ル 等	初 級	中・上級
a 個 人 タ イ ト ル ・ 記 録	フランス・チャンピオン	1	6
	ヨーロッパ・チャンピオン	2	6
	世界チャンピオン	3	6
	オリンピック優勝	3	6
	オリンピック2位	2	6
	オリンピック3位	2	6
	フランス記録	2	6
	世界記録	3	6
	オリンピック記録	3	6
b タ イ ー ト ム ル	フランス・チャンピオン	1	6
	ヨーロッパ・チャンピオン	2	6
	世界チャンピオン	2	6
	オリンピック1・2位	2	6
c 国 際 拔 競 技	ヨーロッパ選手権代表(個人)	1	3
	同 (チーム)	1	3
	上と同レベルの国際競技会代表	1	3
	世界選手権代表	2	4
	オリンピック代表	2	4

(1984年11月4日アレテ付則IIより作成)

初・中級では実質 8 %内外、また上級では 15 %の重みをもつことになる。

なお、同一人が a、b、c それぞれのグループに関して複数タイトルもしくは記録の保持者である場合、最も高いポイント 1 つをもって当人のポイントとする。また、a グループと b グループのポイント加算は許されないが、a と c、b と c の間では認められる。ただしこの場合、加算して得られるポイントの上限は初級で 3 点、中・上級で 6 点とする。また、b のチームスポーツとは 2 人以上が組んで行うスポーツをいい、ポイントはチームのメンバー全員に認められる。

## 2-6 審査官

初級試験の審査官は県の青少年スポーツ局によって、また中・上級の審査官はスポーツ担当大臣によって、表のとおり任命される（◎が審査委員長）。

## 3. 種目専門試験

以下のいずれかの試験（それぞれ 20 点満点）に 6 点以下の得点を取ると他の試験の成績いかんにかかわらず不合格となり、3 回不合格となつた者は志願者資格を失う。また、初・中級については 3 群の試験のうち 2 つを、上級につ

いては 2 群のうち 1 つをまず受験し、残る 1 つの試験を別の試験期に遅らすことができる。その際、満点の 1/2 以上の得点を得た試験科目が最終得点として登録されるので、各群とも 3 回の受験で 1/2 の得点を得、しかも以下に示す係数を考慮した総合点の 1/2 を得た志願者が合格ということになる。

### 3-1 初級

#### a. 専門試験（係数 2.5）

①論述試験——種目の専門技術に関する試験（3 時間、係数 1.5）

②口頭試問——関係種目の中央連盟規約に関する質疑応答（係数 1）

#### b. 指導実技試験（係数 3.5）

志願者は、関係種目のナショナル技術ディレクターとレジオン技術顧問が作定した連盟年間計画にある初心者指導または初心者トレーニングの講習会を実地指導する。評価は以下の 2 点からなされる。

①当該講習会の指導計画書——目的、方法、指導の重点等（係数 2）

②実地指導上の技術的問題に関する審査官との質疑応答（係数 1.5）

#### c. 実技試験（係数 3）

志願者の専門とする種目における難度の高い

	初級	中級	上級
スポーツ担当大臣(1)		◎(3)	◎(3)
スポーツ省体育スポーツ局長(1)		○	○
スポーツ省青少年スポーツ視学官	○	○	○
国立体育スポーツ研究所 (INSEP) 所長(1)			○
県青少年スポーツ課長(1)	◎		
指導者養成担当のスポーツ専門官(2)	○		
CNOSF 委員長(1)		○	○
CNOSF が指名する専門家(2)		○	
関係種目の中央連盟会長(1)			○
関係種目のナショナル技術ディレクター(1)			○
該当級の有資格社会体育指導者(2)		○	○
関係種目の中央連盟が指名する医師			○
スポーツ医学専門の医師		○	
外国語教授(2)		○	○
志願者の論文テーマを専門とする高等教育機関教官			○

(1974 年 5 月 8 日付「共通科目試験に関するアレテ」第 7 条より作成)

備考：(1)またはその代理

(2) 1 ないし数名、その他の審査官は各 1 名

(3)代理の場合、青少年スポーツ視学官メンバーから選任

幾つかの技術についての実技試験。ただし種目によっては実戦場面での技術評価という形がとられる。なお、関係連盟のナショナル技術ディレクターによる当該技術修得証明書があれば本試験は免除される。この場合、志願者には技術度別得点換算表によって得点が与えられる。

### 3-2 中級

#### a. 専門試験（係数 3）

- ①論述試験——関係種目のハイレベル競技にまつわる問題について（3時間、係数 2）
- ②口頭試問——関係種目の国内・国際機構と規約に関する質疑応答（係数 1）

#### b. 指導実技試験（係数 4）

- ①指導者および選手を対象とする講習会の運営と指導をナショナル技術ディレクターの監督下で行い、①同講習会の指導計画書と②実地指導内容について評価を受ける（係数 3）。
- ②地方における指導者養成の問題点および研修会の組織と運営に関するレポートの作成（係数 1）。レポート提出後、その内容に関して審査官との間で質疑応答がもたれる。

#### c. 実技試験（係数 2）

初級の実技試験と同一の要領で実施される。

### 3-3 上級

#### a. 指導実技試験（係数 3）

選手強化および指導者養成に関する全国研修会を最低 2 回、ナショナル技術ディレクターまたはその代理人の監督下において組織、指導する（連盟にナショナル技術ディレクターが不在の場合、スポーツ担当大臣が指名する専門家がその任にあたる）。指導内容の評価は技術ディレクターがこれを行う。

#### b. レポート（係数 3）

ハイレベル競技、その指導者養成、選手発掘、セレクション、強化といった問題について、専門技術的、管理運営的かつ社会的な角度からレポートをまとめ、審査官との間で質疑応答を行う。

### 3-4 審査官

種目専門試験の審査官は表のとおりで、スポーツ担当大臣によって任命される。なお、この審査官構成は、関係のスポーツや試験の種類あるいは志願者の数により、スポーツ担当大臣の決定により変更されることがある（◎が審査委員長）。

	初 級	中 級	上 級
スポーツ担当大臣(1)		◎(3)	◎(3)
スポーツ省体育スポーツ局長(1)		○	
青少年スポーツ省視学官			○
青少年スポーツ省の専門技術官(2)	○		○
INSEP 所長(1)			○
スポーツ担当大臣の指名する者	◎		○
県青少年スポーツ課長(1)		○	
関係連盟の会長(1)	◎	○	○
関係のナショナル技術ディレクター(1)		○(5)	○(5)
関係連盟の県またはレジオン委員会委員長(1)	○		
関係連盟が指名する技術専門家(2)		○	
該当級の有資格社会体育指導者(2)	○(4)	○(4)	
関係連盟が指名する医師		○	
大学教授			○

（1974年5月8日付「種目専門試験に関するアレテ」第10条より作成）

備考：(1)(2)(3)は共通科目試験の審査官一覧表の注と同意

(4)ナショナル技術ディレクター、レジオン・県技術顧問、または該当級の有資格指導者の中から任命

(5)技術ディレクターが連盟に不在の場合、連盟が推薦する技術専門家

## 結 語

俸給を対価にして各レベルにおけるスポーツの指導を行う者、これがフランスにおける社会体育指導者の基本的な概念である。その制度を現実の運用場面に照らして考えるとき、資格社会というこの国の特性、またその点に関する彼我の相違を忘れてはならないが、ともあれ社会体育指導者が職業人として活躍できる場についての考慮が資格制度と平行してなされ、かつその広がりが着実に増しつつあるということができるであろう。翻ってわが国の場合、人が学びかつ修得した専門性を職業として生かせない分野の1つに、ますます体育・スポーツがなりつつあるのではないかという危惧が、特に近年において感じられる。現在、最終的な審議が進行中である文部省の「社会体育指導者資格付与制度」、あるいは厚生省の「スポーツ指導員制度」に関し、その辺りの保障をいかにするかの議論があるのかどうか、筆者らには依然として不明なままである。何を資格要件として要求するかの認定カリキュラムの重要性もさることながら、こうした、一種の職業教育としての現実性に支えられたものでない限り、単なる認定のためだけの制度に留まる可能性がなきにしもあらずである。わが国の社会体育指導者制度の、最も中核的な問題点は實にこの点にこそ存在するといっても過言ではない。

## 注

- 1) J. Mignot, "L'enseignement sportif : son animation et sa réglementation", Armand Colin, 1971, pp.40-43.
- 2) Loi du 18 Février 1948 relative à la profession de guide de montagne.
- 3) Loi du 18 Février 1948 relative à la profession de moniteur de ski.
- 4) Loi du 24 Mai 1951 relative à la sécurité dans les établissements de natation et à la profession de maître-nageur-sauveteur.
- 5) Loi du 28 Novembre 1955 réglementant l'activité des professeurs de judo, de jiu-jitsu et des méthodes de combat assimilées.
- 6) Arrêté du 4 janvier 1959 créant le brevet d'Etat de maître d'éscrime.
- 7) Loi du 6 Août 1963 réglementant la profession d'éducateur physique ou sportif et les écoles ou établissements où s'exerce cette profession.
- 8) Décret du 15 juin 1972 portant création d'un brevet d'Etat à trois degrés d'éducateur sportif.
- 9) Loi du 29 octobre 1975 relative au développement de l'éducation physique et du sport.
- 10) Loi du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives.
- 11) Circulaire cosignée 85-30/B du 19 février 1985.
- 12) Circulaires 83-520 et 83-165 du 14 décembre 1983.
- 13) Note de device 82-300 du 13 juillet 1982.
- 14) W. Andreff et J.-F. Nys, "Economie du Sport", Que sais-je?, PUF, 1986, p.13.
- 15) Loi du 11 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique de l'Etat.
- 16) Décret du 10 juillet 1985 relatif au statut particulier des professeurs de sport.
- 17) Loi du 5 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.
- 18) Loi du 7 janvier 1982 relative à la répartition des compétences entre la région, le département, la commune et l'Etat.
- 19) W. Andreff et J.-F. Nys op. cit., p.24.
- 20) M. Leblanc, "Le sport dans la com-

- mune”, Moniteur, 1983, pp.26-35.
- 21) R-P. Chatard et J. Loqoy, “Le guide du dirigeant de club”, Lavauzelle, 1986, pp. 131-136.
- 22) 本稿に関連する法令は以下のとおり。
- Arrêté du 8 mai 1974 relatif aux examens de formation commune du brevet d’Etat à trois degrés d’éducateur sportif.
  - Arrêté du 8 mai 1974 relatif aux examens de formation spécifique du brevet d’Etat à trois degrés d’éducateur sportif.
  - 上記 2 アレテの付則アレテ (I ~ V)
  - Arrêté du 28 janvier 1985 portant dispense des examens de formation commune du 1er et 2e degré du brevet d’Etat d’éducateur sportif.